

# 立川市上砂地域福祉サービスセンター 指定管理者募集要項

令和3年8月

立川市福祉保健部介護保険課

# 目 次

第1 事業内容に関する事項	
1 施設の概要	2 P
2 上砂地域福祉S Cの設置目的	2 P
3 指定管理者の業務範囲	2 P
4 指定管理の期間	2 P
5 開館時間	3 P
6 管理運営に関する経費	3 P
7 指定管理に係る基本事項	3 P
8 事業計画・収支計画書	4 P
9 事業報告書	4 P
10 モニタリング・評価	4 P
11 協定の締結	5 P
12 業務の引継ぎ	5 P
13 その他（注意事項等）	5 P
第2 指定管理者の募集及び選定に関する事項	
1 指定管理者候補者の応募資格	6 P
2 現地説明会及び質問事項の受付等	6 P
3 応募手続	7 P
4 応募書類	8 P
5 選定審査	9 P
6 その他	10 P
7 応募関係様式	10 P
8 付属資料	10 P
9 問合せ先	11 P
応募書類編成要領	11 P
指定管理業務開始までのスケジュール	12 P

# 立川市上砂地域福祉サービスセンター指定管理者募集要項

立川市地域福祉サービスセンター条例（以下「条例」という。）及び立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、立川市上砂地域福祉サービスセンター（以下、上砂地域福祉ＳＣと言う）の管理を代行する指定管理者を次のとおり募集します。

## 第１ 事業内容に関する事項

### １ 施設の概要

- (１) 施設の名称 立川市上砂地域福祉サービスセンター
- (２) 所在地 立川市上砂町一丁目 13 番地の 1  
都営上砂町一丁目アパート 16 号棟 1 階
- (３) 施設概要
  - ア 開設年月日： 平成 12 年 4 月 1 日
  - イ 施設の規模等： 敷地面積 3,896.00 m<sup>2</sup>  
延床面積 (1 階部分) 832.98 m<sup>2</sup>  
施設の構造 鉄筋コンクリート造  
規 模 12 階建のうち 1 階部分
  - ウ 施設の内容 1 階 ホール、事務室、活動室 3、食堂、一般浴室、機械浴室、  
脱衣室、入浴控室、ボランティア室、便所 (男女)、倉庫など

### ２ 上砂地域福祉ＳＣの設置目的

高齢者の健康を保持し、その介護家族の負担を軽減するとともに、高齢者福祉の増進を図る。

### ３ 指定管理者の業務範囲

次のとおり上砂地域福祉ＳＣの運営及び維持管理に係る業務を実施します。具体的内容は、上砂地域福祉ＳＣ指定管理業務仕様書をご覧ください。

- (１) 上砂地域福祉ＳＣの利用者に対する通所介護サービス（認知症対応型通所介護サービスを含む。以下同様。）の提供業務
- (２) 施設の維持管理業務
- (３) 施設の使用許可に関する業務

### ４ 指定管理の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

## 5 開館時間

- ・月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで
- ・土曜日 午前9時から午後5時

## 6 管理運営に関する経費

### (1) 指定管理料の支払

指定管理者は指定管理料を立川市に支払いません。

また、施設の管理運営にかかる経費は、指定管理者の負担とします。

ア 電気代及び上下水道料金は立川市が一旦負担し、上半期及び下半期毎に請求します。

イ 大規模な改修・修繕は、指定期間内の施設保全計画を市と指定管理者とで策定し、指定管理者の負担については、別に基本協定書で定めます。なお、指定期間内の施設保全計画に位置付ける改修・修繕費の総額は1,500万円以内とします。

ウ 原則として施設保全計画にない室内部分の見積額1件500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕については、指定管理者の負担とします。

### (2) 利用料金収入の取扱い

指定管理者は、通所介護サービスの提供に係る利用料金を自己の収入とします。

その他の利用料金収入については、事前に市に届出いただきます。

### (3) 支出、収入管理

業務の実施にあたっては専用口座を設けるとともに、必要な帳簿類を作成し適切に経費管理をしていただきます。

## 7 指定管理に係る基本事項

### (1) 関係法令の遵守

業務の実施にあたっては、地方自治法、介護保険法、条例、同施行規則、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例、立川市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持等にも努めていただきます。

### (2) 管理人員

指定管理業務仕様書に基づき、応募者において、最も適切と思われる人員配置を判断のうえ事業計画に載せてください。なお、職員の雇用については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守してください。

### (3) 業務の第三者委託の禁止

指定管理者は業務を一括し、若しくは指定管理の主たる業務を第三者に再委託することはできません。ただし、業務の一部（施設・設備の保守点検業務、廃棄物処理業務、特殊建築物定期調査等）について、立川市の再委託事前承認があれば可能です。

#### (4) 責任分担について

指定管理者と立川市の責任分担については、次のとおりとします。詳細は市と指定管理者で締結する基本協定書等で定めます。

項 目	指定管理者	市
利用料金の徴収、収納	○	
利用者の使用申請受付、使用承認等	○	
総合的な施設の維持管理	○	
施設内設備及び備品の維持管理	○	
消耗品、光熱水費、ランニングコスト等の負担	○	
施設の小規模修繕	○	
施設の大規模修繕、改修工事等	○	○
管理瑕疵における賠償責任	○	
施設瑕疵における賠償責任		○
上砂地域福祉S C利用者への損害賠償等	○	○
包括的な管理責任		○

#### 8 事業計画・収支計画書

各年度の2月末日までに、翌年度の事業計画・収支計画を立川市に提出していただきます。ただし、業務開始年の令和4年度については市が別途指示します。

#### 9 事業報告書

前月分の施設利用状況や管理状況を翌月15日までに、月報としてまとめ立川市に提出していただきます。

また、各年度終了後60日以内に、年間の施設利用状況や管理状況、収支実績等をまとめた事業報告書を提出していただきます。

#### 10 モニタリング・評価

事業報告書等に基づき、指定管理者、立川市は指定期間中にモニタリング・評価を次のとおり実施します。指定管理者に選出された者は、モニタリング等の基準となる事業実施計画を基本協定の締結に合わせ作成し、市へ提出していただきます。

##### (1) モニタリング・評価の実施

指定管理者は、自ら業務の評価を行っていただきますが、立川市は指定管理者の業務の遂行や実績等の状況を確認するため、モニタリング・評価を行います。

##### (2) 評価及び評価結果の公表

立川市は、モニタリング・評価の結果について公表します。

## 11 協定の締結

選定審査において指定管理者候補者に選出された者は、申し出により立川市と協議のうえ業務開始前に仮協定を締結することができます。立川市議会での議決を受け正式に指定管理者に指定されたのち、業務に関する基本的な事項について規定した「基本協定」及び年度ごとに必要な事項について規定した「年度協定」を締結します。

## 12 業務の引継ぎ

指定管理者は、業務の開始時及び終了時に次の引継ぎを行うこととします。

- (1) 業務開始日から円滑な業務が遂行できるよう、事前に十分な事務引継ぎと打合せを行っていただきます。引継ぎの時期は令和4年1月からとします。なお、これに係る指定管理者候補者の費用は指定管理者候補者の負担とします。
- (2) 指定管理期間の満了等により業務を終了するときは、その後の管理運営に支障が生じないように、立川市や次期指定管理者と十分な引継ぎを行っていただきます。
- (3) 指定管理者が指定期間満了等により業務を終了するときは、速やかに施設等を原状に復し立川市に返還していただきます。

## 13 その他（注意事項等）

- (1) 5カ年の指定管理期間において、継続的かつ安定的な運営に努めていただきます。
- (2) 適正な施設管理を期するため、立川市の指示に従わないとき、または、不正行為、その他、指定管理者として業務の継続が適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取消しや業務の全部または一部の停止を命じることがあります。
- (3) 業務の継続が困難になった場合の取り扱い
  - ア 指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき
    - ① 指定管理者は、速やかに立川市に申し出ていただきます。
    - ② 立川市は、指定を取り消すことができるものとし、これにより市に生じた損害は指定管理者が賠償することになります。
  - イ 指定管理者の責めに帰すことができない事由によるとき  
不可抗力その他指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になったときは、その継続の可否について立川市と指定管理者が協議します。
- (4) 指定期間中、施設、設備の修繕等により休館日が発生する場合があります。休館期間などは立川市と指定管理者が協議し決定しますが、この休業に伴う補償はしません。
- (5) 現状としては、施設内において福祉相談センター事業及び居宅介護支援事業を実施しています。

## 第2 指定管理者の募集及び選定に関する事項

### 1 指定管理者候補者の応募資格

応募する法人その他の団体は、次の（１）～（３）の要件をともに満たしていることを条件とします。

- （１）団体又は代表者等が次の項目に該当しないこと。
  - ア 市議会議員が代表者その他の役員であるもの。
  - イ 市長、副市長及び教育長が代表者その他の役員であるもの。ただし、市が資本金その他これに準ずるものの100分の50以上を出資しているものを除く。
  - ウ 破産者で復権を得ないもの。
  - エ 本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの。
  - オ 国税及び地方税を滞納しているもの。
  - カ 指定管理者の指定の取消しを受けたことがあるもの。
  - キ 法人及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- （２）通所介護事業所及び認知症対応型通所介護の指定を受けることができる法人。
- （３）現地説明会に参加できるもの。

### 2 現地説明会及び質問事項の受付等

#### （１）現地説明会

- |        |  |
|--------|--|
| ア 日時   | 令和3年8月23日（月） 17時～18時30分  |
| イ 場所   | 立川市上砂地域福祉サービスセンター  |
| ウ 内容   | 指定管理業務の説明及び施設の見学   |
| エ 申込方法 | 「現地説明会参加申込書」を令和3年8月18日（水）午後5時までにFax又はE-mailで立川市福祉保健部介護保険課宛に送信してください。送信後、必ず電話での着信確認をお願いします。期限を過ぎての申し込みはお受けしません。 |
| オ 参加方法 | 直接現地へお越しください。なお、当日体調の悪い方や検温により異常のある方は、参加をお断りする場合があります。   |
| カ 参加人数 | 一団体につき、2名以内とします。   |
| キ その他  | 現地説明会では、ごく軽微な質問のみお受けします。その他の質問については、次項に記載のとおりです。また、募集期間中の個別の現地への問い合わせ、視察については認められません。                          |

#### （２）質問事項の受付及び回答

- ア 募集要項や施設、業務の内容等に関する質問については、令和3年8月27日（金）午後5時までに、「質問票（様式10）」をFax又はE-mailで立川市福祉保健部介護保険課宛に送信してください。送信後、必ず電話での着信確認をお願いします。

期限を過ぎての質問はお受けしません。

イ 質問及び回答は、公平性の観点から立川市のホームページで公表します。(ホームページ掲載開始予定日は令和3年9月3日(金))

### 3 応募手続

#### (1) 応募書類

応募関係書類は、立川市のホームページからダウンロードすることができます。

#### (2) 指定管理者募集参加申込書の提出

募集に参加を希望する法人その他の団体は、令和3年9月16日(木)午後5時までに、「指定管理者募集参加申込書(様式11)」をFax、E-mailまたは持参で立川市福祉保健部介護保険課へご提出ください。Fax又はE-mail送信後、必ず電話での着信確認をお願いします。期限を過ぎての受付は一切しません。なお、持参していただく応募書類と同時の提出でも結構です。

#### (3) 応募書類の提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和3年9月16日(木)から9月17日(金)の午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時を除きます。

イ 提出先 立川市福祉保健部介護保険課(本庁舎1階4番窓口)  
応募書類の提出は、「持参のみ」とし、郵送、Fax、メール等による提出及び期限を過ぎての提出は一切お受けしません。

#### (4) 応募に関する注意事項

ア 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、あるいは記載すべき事項以外の記載があった場合は、無効とします。

イ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。

ウ 提出期間を過ぎた書類の変更は、一切認めません。

エ 応募一団体につき、提出は一件とします。

オ 応募に伴う費用はすべて応募者の負担とします。

カ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ 情報公開請求があった場合には、立川市情報公開条例の規定に基づき対応します。

応募書類は同条例で規定されている非公開情報を除き、原則公開するものとします。

ク 指定管理者候補者及び次点候補者以外の応募書類(正本・副本とも)は、立川市が責任を持って処分します。



#### 4 応募書類

##### (1) 応募書類および提出部数

様式	応募書類名称	正本	副本	備考
様式1	指定管理者指定申請書	○	○	
様式2	団体の概要	○	○	
添付資料 様式は不問	(1) 代表者の履歴	○	○	
	(2) 役員名簿 ① 他の法人との兼職者があるときはその旨も記載 ② 生年月日記載	○	○	
	(3) 団体の運営に関する資料 類似の事業の実績 団体の概要（様式第2号）に記載以外で、 経営理念・方針等がわかる内容のもの（パンフレットでも可）	○	○	
	(4) 法人登記簿謄本 現在事項全部証明書（応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの）	○	○	
	(5) 定款・寄付行為・規約等 最新のもの	○	○	
	(6) 印鑑証明書 応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの	○	○	
	(7) 財務関係書類 ① 貸借対照表又は財産目録又はこれらに相当する書類（前事業年度分） ② 損益（収支）計算書又はこれらに相当する書類（前事業年度分） ③ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書 ④ 団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書	○	○	

	(8) 納税証明書等(前事業年度分) 応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもので、団体又は団体の代表者が課税されているすべてについて未納のないことの証明書 ① 国税・・・法人税、消費税 ② 地方税・・・法人税、法人市町村民税、法人市町村民税 ③ 前事業年度分の税務申告書(勘定内訳入り一式)	○	○	
様式3	指定管理者指定申請にかかる誓約書	○	○	
様式4 (参考様式)	事業計画書一式 指定する項目について、具体的に記載(利用者サービス向上策は、積極的にご提案ください。)	○	○	
様式5 (参考様式)	収支計画書 次の事項に留意し、事業年度ごと及び指定期間を通しての総括表を作成 ① 事業年度4月1日から翌年3月31日の収支予算 ② 指定期間を通じたの収支予算 ③ 指定管理業務の実施に係る経費項目及びその積算根拠 ④ 指定管理者が支払う経費の内訳	○	○	
提出部数		1部	18部	

(その他)

様式9	現地説明会参加申込書	8月18日(水)	左記期日の午後5時までにFax又はメールで提出
様式10	質問票	8月27日(金)	
様式11	指定管理者募集参加申込書	9月16日(木)	

(2) 応募書類の作成に関する注意

副本はコピーでもかまいません。

## 5 選定審査

(1) 第一次審査(書類選考)・・・令和3年10月12日(火)

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会(以下「審査会」という。)で書類選考による一次審査を行います。応募者多数の場合は、3者を選定します。

(2) 第一次審査結果の通知

一次審査の結果は、審査後速やかに応募者全員に通知します。

(3) 第二次審査（面接審査）・・・令和3年10月26日（火）

午後6時より（開始時間は予定・場所未定）

第一次審査で選定された3者又は応募者少数の場合の応募者について、審査会で二次審査（面接審査）を行い、最も適当であると認められる候補者及び次点候補者を選定します。

(4) 第二次審査結果の通知

選定結果は、選定後速やかに二次審査対象候補者全てに通知します。なお、次点候補者には12月の市議会定例会における指定管理者候補者の議決後、その旨連絡を差し上げます。

(5) 選定審査基準

「立川市上砂地域福祉サービスセンター指定管理者候補者の選定審査基準」のとおりとします。

## 6 その他

(1) 募集及び選定期間における応募者間の接触は禁止します。

(2) 募集及び選定期間における審査会委員との接触は禁止します。

## 7 応募関係様式

(1) 応募指定様式

ア 指定管理者指定申請書（別紙様式1）

イ 団体の概要（別紙様式2）

ウ 指定管理者指定申請にかかる誓約書（別紙様式3）

エ 事業計画書（別紙様式4）

オ 収支計画書（別紙様式5）

(2) 応募事前指定様式

ア 現地説明会参加申込書（別紙様式9）

イ 質問票（別紙様式10）

ウ 指定管理者募集参加申込書（別紙様式11）

## 8 付属資料

(1) 平面図

(2) 上砂地域福祉S C指定管理業務仕様書

(3) 福祉相談センター事業仕様書

(4) 使用状況（平成28年度～令和2年度）

- (5) 決算等資料（平成 28 年度～令和 2 年度）
- (6) 上砂地域福祉 S C の立川市所有備品一覧
- (7) 立川市地域福祉サービスセンター条例
- (8) 立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例
- (9) 立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (10) 立川市情報公開条例
- (11) 立川市情報公開条例施行規則
- (12) 立川市個人情報保護条例
- (13) 立川市個人情報保護条例施行規則
- (14) 立川市上砂地域福祉サービスセンター指定管理者候補者の選定審査基準

## 9 問合せ先

立川市福祉保健部介護保険課 担当 高木・高瀬

電 話 042-523-2111 内線 1441

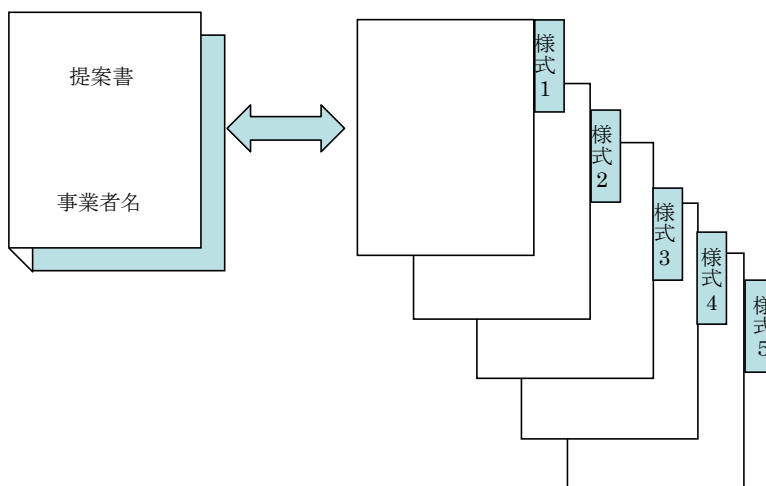
F A X 042-522-2481

E-mail [kaigo@city.tachikawa.lg.jp](mailto:kaigo@city.tachikawa.lg.jp)

## 応募書類編成要領

正本（1部）

副本（18部）



指定管理業務開始までのスケジュール（詳しくは本文参照）

令和3年8月 18 日(水)	現地説明会参加申し込み期限
令和3年8月 23 日(月)	現地説明会
令和3年8月 27 日(金)	質問票提出期限
令和3年9月 3 日(火)	質問回答予定日(市ホームページ掲載)
令和3年9月 16 日(木)	指定管理者募集参加申込書提出期限
令和3年9月 16 日(木)～9月 17 日(金)	応募受付(要持参)
令和3年 10 月 12 日(火)	第一次審査会
令和3年 10 月中旬	第一次審査結果通知(予定)
令和3年 10 月 26 日(火)	第二次審査会(プロポーザル)
令和3年 11 月中旬	選定結果通知
令和3年 12 月市議会定例会会期中	指定管理者候補者の議決
令和4年1月	業務引継ぎ開始
令和4年1月中旬～下旬	指定管理者指定の告示
令和4年2月	個人情報保護の審査
令和4年2月～3月	基本協定、年度協定の調整
令和4年4月1日(金)	基本協定、年度協定締結 指定管理業務の開始